

# 歯科口腔保健事業 チェックリスト

高齢者・障がい児（者）施設編

 宮 城 県



# はじめに

宮城県は平成22年に「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、国も平成23年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」を制定するなど、歯科・口腔保健の推進に向けた機運が高まっています。

今後、歯科・口腔保健の一層の充実を図っていくためには、これに携わるすべての関係者が自らの役割を認識し、積極的に取り組んでいくことが求められます。

このため歯科・口腔保健に関する取組状況を簡単に把握・評価できるチェックリストを作成しましたので、分野ごとの状況把握や経年的な評価に、ぜひ、ご活用ください。



## 【使用方法】

- ◆ このチェックリストは、現在の取組状況等をチェックするために活用されることを想定しており、多くの設問が「～を実施していますか。」という表現となっています。
- ◆ これを「～を実施しましたか。」や「～を実施する予定がありますか。」などに読み換えることによって、過去や今後の取組をチェックする際にも活用してください。
- ◆ 各項目の点数に○をつけ、合計点を出してください。
- ◆ それぞれの選択肢には0～3点の得点が付けられています。点数が高いほど取組が進んでいることになり、状況を評価できます。

歯科口腔保健事業チェックリストは、「市町村編」、「幼稚園・保育所編」、「学校編」、「高齢者・障がい児（者）施設編」の4種類があり、県のホームページからダウンロード可能です。  
(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/sikahoken.html>)

これらは、宮城県が東北大学大学院歯学研究科に委託して作成したものであり、また、社団法人宮城県歯科医師会に監修をいただいています。

1 歯科に関して、協力歯科医療機関との十分な連携がとれていますか。

(得点)

- 定期的な歯科医師が来訪して治療や健診、相談を実施している、  
又は（介護保険施設において）歯科医療機関の協力のもと、口腔機能維持管理  
加算を算定している 3点
- 歯科治療が必要な場合に協力歯科医療機関に対応してもらっている 2点
- 協力歯科医療機関を定めているが、活用していない 1点
- 協力歯科医療機関を定めていない 0点

2 施設職員や家族が入所者の口腔の状況について情報を共有していますか。

(得点)

- している 3点
- していない 0点



3 入所者の口腔の健康を維持・向上させるためにう触の治療や義歯の調整等の歯科治療を実施していますか。

（注）巡回歯科診療事業で実施しているものを含む。

(得点)

- 定期的に歯科健診を行い、その際に歯科治療も実施している 3点
- 必要な場合に歯科医師へ連絡して歯科治療を実施している 2点
- 実施していない 0点

4 歯科医師または歯科衛生士による摂食・嚥下の訓練を含む歯科保健指導及び口腔ケアを実施していますか。

（注）巡回歯科診療事業で実施しているものを含む。

(得点)

- 摂食・嚥下の訓練を含む指導及び口腔ケアを実施している 3点
- 摂食・嚥下の訓練を除く指導及び口腔ケアを実施している 2点
- 歯科保健指導のみ実施している 1点
- 実施していない 0点

5 施設職員への、摂食・嚥下を含む歯科保健に対する知識習得やスキルアップのための研修を実施していますか。

(得点)

- 全職員に対して実施している 3点
- 一部職員に対して実施している 2点
- 現在実施していないが、実施に向けて検討をしている 1点
- 現在実施しておらず、実施に向けた検討も行っていない 0点



合計点

点

# 高齢者・障がい児（者）と そのご家族への歯科保健のアドバイス

フッ素で  
むし歯予防



- 義歯は夜寝る前に外し、細菌の繁殖を防ぐため、歯ブラシでよく汚れをとるようにしてください。義歯洗浄剤につけることも効果的です。
- 障がい児（者）の方は、発音や嚥下が困難な場合があります。発音や嚥下を補助する装置により改善が可能な場合があるので、ぜひ歯科医師へ相談してください。
- 肺炎の予防には、肺炎球菌ワクチンが有効です。口腔ケアと併用し、誤嚥性肺炎の予防を行きましょう。
- むし歯予防には、甘いお菓子や飲み物は、1日に食べる回数を決めて、だらだらと長時間食べないことが大切です。同じ量なら、回数を少なく！
- 利用できる方については、歯間ブラシやフロス、フッ化物配合歯磨剤やフッ化物洗口が、歯科疾患の予防に有効です。大人になってから、特に高齢者は歯の根元のむし歯のリスクが高まります。
- 歯科訪問診療をご希望で、依頼先の歯科医院にお心当たりがない方などを対象に、宮城県歯科医師会が歯科医院を無料で紹介する相談室を設置しています。下記までご相談ください。

➤ 社団法人宮城県歯科医師会 みやぎ訪問歯科相談室 [宮城県歯科医師会館内]  
TEL : 022 (290) 1510 FAX : 022 (225) 4843  
受付時間/月～金 午前9時～午後5時 (祝日および年末年始、お盆を除く)  
HP : <http://www.miyashi.or.jp/soudan/index.html>

➤ 社団法人宮城県歯科医師会 みやぎ訪問歯科・救急ステーション  
TEL : 0224 (53) 9188 FAX 0224 (53) 9189



お気軽に  
ご相談下さい！

- 県では、歯科保健に関する各種情報を公開していますので、ご覧ください。  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/sikahoken.html>
- 高齢者・障がい（児）者の歯科に関しては下記のマニュアルもご参考ください。
  - 兵庫県歯科医師会 高齢者の口腔ケアマニュアル  
<http://www.hda.or.jp/dentalhealth/koku/>
  - 沖縄県 障害児（者）歯科保健指導マニュアル  
<http://www.kenko-okinawa21.jp/kankobutu/syougaisika/>
  - 神奈川県 口腔ケアを通じた自立支援マニュアル～知的障がい者への歯みがき支援～  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f70259/p226758.html>

連絡先 宮城県保健福祉部健康推進課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1 TEL022-211-2623